

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和7年第1回宮城県登米警察署協議会
開 催 日 時	令和7年3月5日（水）午後4時から 午後5時5分まで
開 催 場 所	登米警察署 大会議室
出 席 者 等	1 協議会委員 ・ 出席委員～佐々木会長、渡邊副会長、熊谷委員、橘委員 ・ 欠席委員～なし 2 警察署側 署長、次長、会計課長、警務課長、地域課長、刑事課長 交通課長、生活安全課課長代理、警備課課長代理
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

別 紙

1 報告事項等

(1) 管内の治安情勢について

刑事課長から、令和6年中の刑法犯認知・検挙状況、特殊詐欺等被害対策について説明がなされた。

(2) 交通事故発生状況等について

交通課長から、令和6年中の交通事故発生状況等の説明がなされた。

(3) 令和6年度の各課の取組みについて

令和6年度の災害対策、術科大会、雑踏警備等の取組みについて各担当課長から説明がなされた。

(4) 質疑応答

委 員： 過去にJ A Fが信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況の全国調査で宮城県が最下位になっていることから、交差点関連違反、横断歩行者妨害の取締りを強化してもらいたい。

また、市民への注意喚起、広報活動等はどうのようにしているのか。

交 通 課 長： 県警の施策として、毎月10日を「十〇（とまる）日」、横断歩道を渡る時に歩行者が手を上げる（サイン）、停止してくれた運転手に対し「ありがとう」（サンクス）の気持ちで会釈などして伝えるサイン・サンクス運動などのキャンペーンを各種関係団体を通じて広報啓発活動を行い、止まるという意識の向上に努めている。今後も継続して交差点関連違反などの取締り行うとともに、広報啓発活動を行っていく。

委 員： 交通事故多発箇所での事故防止活動は行っているのか。

交 通 課 長： 交通事故発生状況の分析などに基づいて、指導取締り、各種キャンペーンを通じて広報活動を実施している。

2 協議事項

速度取締り指針について

交通課長から、登米警察署における速度取締り重点エリアの設定等について説明され、協議がなされた。

3 意見・要望等

な し